

(電子メール施行)

疾感対第473号
令和7年1月25日

各医療機関
各高齢者施設
各障害者施設 } 代表者 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection : ARI）は、国民の健康に対して大きな影響を与えている感染症の一つです。これらの感染症については、学校や高齢者施設等における集団感染、高齢者や一定の基礎疾患有する者が罹患すると重症化するリスクがあること等の問題が指摘されており、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題とされています。

また、インフルエンザの感染者数については、県が実施している感染症発生動向調査の令和7年第46週（11/10～11/16）において1定点医療機関当たりの患者報告数が80.02人を超えるなど急増しており、県民に対し報道発表やみやぎ県民公式アプリを通じて、基本的感染対策の徹底など注意喚起を実施しているところです。今後、急性呼吸器感染症患者が増加することが懸念されるため、医療提供体制等に必要な留意点を改めて別紙のとおり整理しましたので御確認の上、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

併せて、厚生労働省では、急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針を告示し、これに基づいて急性呼吸器感染症に関する総合的な対策を進めています。これに伴い、下記の対策等が策定されましたので御確認ください。

記

- (1) 令和7年度 今冬の急性呼吸器感染症（ARI）総合対策について
- (2) 令和7年度 急性呼吸器感染症（ARI）総合対策に関するQ&A
- (3) 急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設等内感染予防の手引

担当：疾病・感染症対策課
<感染症対策第一班>
電話：022-211-2632 E-mail：situkan-k@pref.miyagi.lg.jp
<感染症対策第二班>
電話：022-211-3644 E-mail：situkan-k2@pref.miyagi.lg.jp

1 医療機関等

- (1) 新型コロナウイルス感染症をはじめとした急性呼吸器感染症を含む発熱等の症状を有する患者の受入れ等について、適切に御対応いただくようお願いいたします。
なお、診療等が困難な場合には、可能な限り診療可能な医療機関を御紹介いただくよう御配慮願います。
- (2) 院内感染対策について、下記厚生労働省ウェブサイトを参考に、手指衛生の徹底、適切な個人防護具の着用、ゾーニング及び室内換気の徹底を行っていただくようお願いします。
(※) 厚生労働省ウェブサイト「医療機関における院内感染対策について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000845013.pdf>
- (3) 感染症対症療法薬等（経口抗ウイルス薬、抗菌剤、解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸等）について、必要な患者に広く行き渡るよう、過剰な発注を控え、当面の必要量に見合う量のみを御購入願います。また、医薬品の供給状況（※）によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮願います。
(※) 厚生労働省ウェブサイト「医療用医薬品供給状況報告」参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kouhatu-iyaku/04_00003.html
- (4) 抗原定性検査キットについて、これまでの感染拡大における必要量を踏まえた上で、過剰な発注を控え、一定期間内に必要となる数量をあらかじめ計画的に発注いただくようお願いいたします。また、抗原定性検査キットの供給状況（※）によって、他社製品の使用についても考慮願います。
(※) 厚生労働省ウェブサイト「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸販売業者における取扱状況」参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>
- (5) 医療機関等（仙台市内を除く。）において感染症が集団発生し、以下の報告基準に該当する場合には、管轄保健所・支所に御報告（※）をお願いいたします。
ア 1事例につき目安として10名以上の院内感染による感染者が発生した場合
イ 当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合
(※) 県ウェブサイト「感染症が集団発生した場合の報告について」参照
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/syuudan_kansen.html

2 高齢者及び障害者施設等

- (1) 高齢者及び障害者施設等において感染症が集団発生し、以下の報告基準に該当する場合には、管轄保健所・支所に御報告（※）をお願いいたします。
ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(※) 県ウェブサイト「感染症が集団発生した場合の報告について」参照

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/syuudan_kansen.html

(2) その他事項については、別途担当課から通知している内容を御確認ください。